

路面復旧の仕様（車道：標準復旧工法）

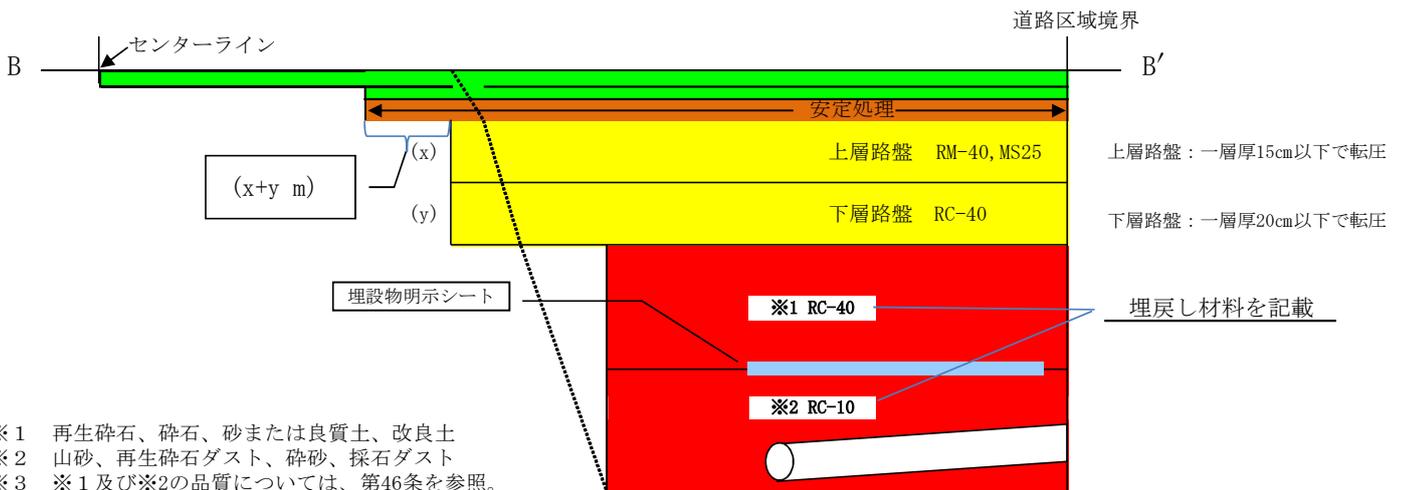
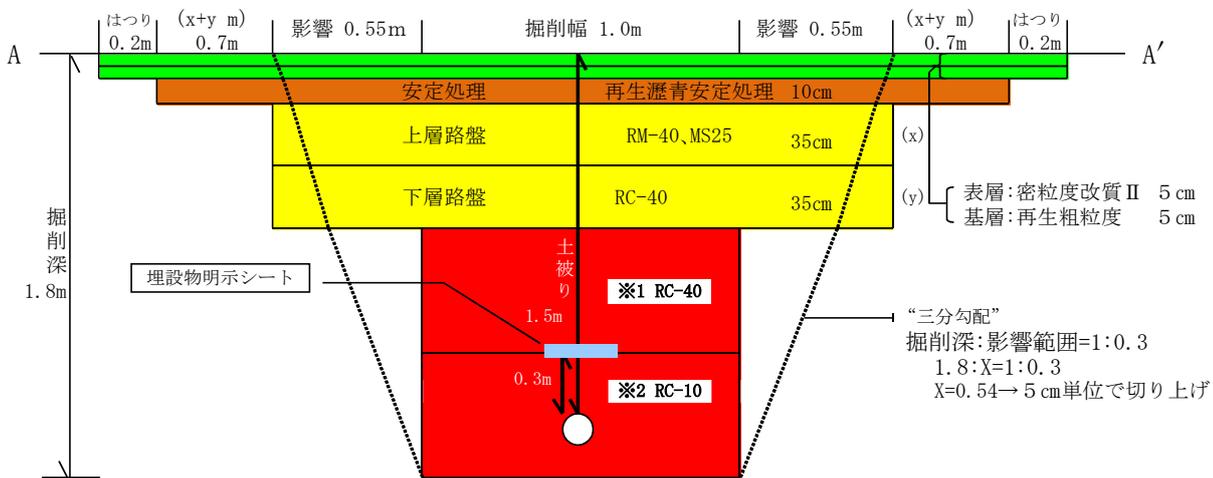
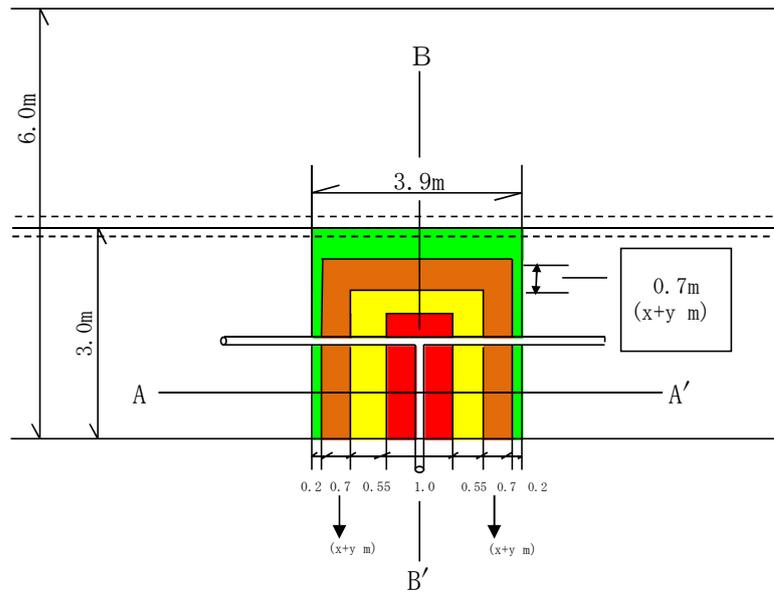
事例：取付管布設

- 掘削幅 1.0m
- 延長 1.5m
- 深さ 1.8m
- 土被り 1.5m
- 車道幅 6.0m

N6交通の場合

事例：既設舗装厚

- 表層 5cm
- 基層 5cm
- 安定処理 10cm
- 上層路盤 35cm
- 下層路盤 35cm



- ※1 再生碎石、碎石、砂または良質土、改良土
- ※2 山砂、再生碎石ダスト、砕砂、採石ダスト
- ※3 ※1及び※2の品質については、第46条を参照。

道路占用工事共通仕様書（抜粋）

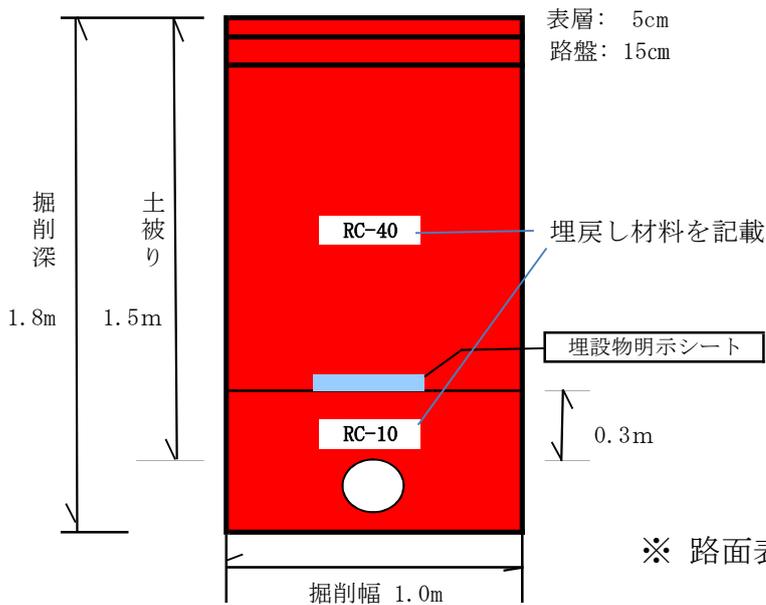
（連続点掘の復旧）

（第39条）道路の中心線と並行の方向の復旧範囲は、最低でも舗装版（表層）で3メートルを確保すること。

2 連続点掘の復旧部分又は既設舗装目地までの距離が5メートル未満のときは、その区間を所管土木事務所長の指示により、標準版（表層）の打替又は切削オーバーレイをすることとする。

3 競合する給水管及び取付管工事については、道路構造上連続点掘と同様の影響を生じることとなるので、工事調整を十分に行い、施工目地の減少に努めること。

路面復旧の仕様（仮復旧図）



仮復旧舗装構成（標準図）

	N1~N3 N4, N5	N6, N7	歩道
表層	再生密粒度 t = 5 c m	再生密粒度 t = 5 c m 再生粗粒度 t = 5 c m	再生密粒度 t = 3 c m
路盤	R C - 40 t = 15 c m	R C - 40 t = 15 ~ 20 c m	R C - 40 t = 5 c m

※ 路面表示類は原型どおり標示すること。

※ 本復旧を施工するまで1週間以上は間を置くこと。

神奈川県道路占用工事共通仕様書（抜粋）

（埋戻しの材料及び方法）

（第46条） 埋戻しに使用する材料は、埋設物上面30センチメートルまで砂又は再生砂を使用し、その上面については、再生砕石、再生砂又は良質土、改良土を使用する。良質土及び改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、「良質土・改良土の品質及び管理基準（平成7年3月22日付け道管第378号道路管理課長通知）」に適合するものとして、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、施工は掘削底面より一層厚20センチメートル以下にして埋め戻し転圧する。ただし、路体については一層厚30センチメートル以下とする。

〒243-0016

厚木市田村町2-28（厚木南合同庁舎3階）

神奈川県厚木土木事務所

許認可指導課

電話 046-223-1711（代）

FAX 046-222-7259

E-mail: atudo.1915.kyoshi@pref.kanagawa.lg.jp

厚木土木 許認可指導課

検索

- 各種申請書 様式
- 許可基準
- 占用工事共通仕様書

